平成２２年（フ）第３０１７号
札幌市北区北14条西３丁目１番25号　ＡＳＡ北大前２号
債務者　小野寺良太
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２７号
札幌市中央区南７条西12丁目４番16―206号
債務者　太田　春敏
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３５号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地15―502
債務者　井原　大介
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４１号
札幌市清田区清田１条３丁目３番25―102号
債務者　石川　浩美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４７号
北海道千歳市富丘２丁目３番12号
債務者　成澤　隼斗
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５７号
札幌市中央区南３条西11丁目330番地２　南３条第３アパート
債務者　秋野　彦文
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０５８号
札幌市中央区南３条西11丁目330番地２　南３条第３アパート
債務者　秋野　初枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０６６号
札幌市西区八軒２条西２丁目９番10号　大丸マンション３号
債務者　澤田　則子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７２号
北海道恵庭市泉町53番地の２
債務者　原田　和幸
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
北海道名寄市字共和392番地
債務者　石川　照美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道上川郡剣淵町緑町14番10―１号
債務者　林　ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第２１号
北海道上川郡剣淵町緑町14番10―１号
債務者　林　　善弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第２２号
北海道上川郡剣淵町緑町14番10―１号
債務者　林　　朋代（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第３２２号
群馬県安中市簗瀬875番地１　メゾンよしかわＣ棟３号
債務者　飯田　龍馬
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９号
新潟県佐渡市竹田470番地
債務者　遠藤マユミ
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第４３５号
静岡県沼津市原町中２丁目14番地の９　杉山ハイツ106、前住所静岡県沼津市原1418番地の46　コミュート浮島
債務者　小関　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１２号
愛知県春日井市明知町949番地
債務者　加藤千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部